

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土づくり本部農山漁村課

法令名	漁港漁場整備法	法令の番号	昭和25年法律第137号						
許認可等の種類	漁港施設利用の方法、利用料の料率の認可・変更の認可	根拠条項	第38条						
審査基準	<p>1 漁港施設の利用の方法、利用料の料率については、漁港管理者が行う通常管理行為と均衡が保たれ、漁港の利用の秩序が維持できるものであること。</p> <p>また、利用料は収益事業を排除し、次の要因を考慮した適正なものが設定されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 近傍類地の地代等 ▪ 近傍の民間施設の経営を圧迫しない範囲 ▪ 借入資金の返済を含めた収支計画 <p>2 見直し期間の設定（原則2ヶ年）により公共的施設の性格を付与すること。</p>								
	受付機関	農山漁村課	処理機関	農山漁村課	交付機関	農山漁村課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	NO	